

## 【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名：BONANNO, Gianluca

学位の種類：博士（国際関係学）

学位授与年月日：2011年9月25日

学位論文の題名：

Proliferation of Trans-Boundary Issues  
in the Making of the Greater Mekong  
Sub-region（大メコン圏の創造によっ  
て拡大する越境問題に関する分析）

審査委員：本名 純（主査）

松田 正彦

田中 耕司（京都大学次

世代研究者育成センター）

### <論文内容の要旨>

Bonanno氏の課程博士学位請求論文「Proliferation of Trans-Boundary Issues in the Making of the Greater Mekong Sub-region」は、東南アジア大陸部において1992年にスタートした「大メコン圏」（GMS）プログラムをテーマとする。この広域経済圏の形成と発展を推進してきたクロスボーダー交通インフラである「GMS 経済回廊」にフォーカスをあて、3つの経済回廊（すなわち南北経済回廊、東西経済回廊、南部経済回廊）の整備が、GMS 各国の国境コミュニティにどのようなインパクトを与えているのかという問いに答えようとする論文である。

本論文は、オーソドックスな地域研究の手法を用い、約4年間の間にほぼすべてのGMS国境地域で行ったフィールド調査（一次資料の収集と聞き取り調査）の成果に基づく実証研究である。その内容は、経済回廊が一方では国境経済圏の貿易活動の活性化に大きく寄与してきたものの、他方で犯罪のクロスボーダー化が進むことで、人間の安全保障への深刻な脅威がローカル・コミュニティに広がっている実態を詳細に分析するものである。Bonanno氏は、この実証的な分析を踏まえ、アジア開発銀行などの援助機関が典型的に示すGMSプログラムの経済効果に関する楽観的な

展望に対して、辺境地に広がる負の社会的インパクトへの対処をきちっと視野に入れた新しい政策パラダイムを主流化していく必要性を説いており、その議論は説得的である。その意味で、地域研究をベースにした本論文は、GMS研究や東南アジア地域研究への学術的な貢献のみでなく、政策研究の領域で重要なインプリケーションを提示するものであり、地域研究の新たなフロンティアに挑んでいる。

### 【構成】

本論文の構成と各章の概要は次の通りである。

#### Introduction

1. Backgrounds
2. Scope and methodology
3. Contents

#### Part I: Premises and birth of the Greater Mekong Sub-region: From the colonial periods to 21st century's globalisation

##### Chapter I: Background of co-operation (pre-1990s)

1. Main historical highlights
2. Geo-political changes after World War II
3. Peace and early co-operation initiatives

##### Chapter II: Prelude of a community (post-1992)

1. The birth of the Greater Mekong Sub-region
2. Current overall situation
3. Maps of co-operation initiatives

#### Part II: Reinventing border issues along the GMS Economic Corridors

##### Chapter III: Proliferation of and responses to trans-boundary issues along cross-border points with the PRC (NSEC)

1. PRC-Viet Nam
2. PRC-Lao PDR-Thailand
3. PRC-Myanmar-Thailand

##### Chapter IV: Proliferation of and responses to trans-boundary issues along cross-border

points on the East-West Economic Corridor (EWEC)

1. Viet Nam-Laos
2. Laos-Thailand
3. Thailand-Myanmar

Chapter V: Proliferation of and responses to trans-boundary issues along cross-border points on the Southern Economic Corridor (SEC)

1. Viet Nam-Cambodia-Laos intersection
2. Viet Nam-Cambodia
3. Cambodia-Thailand

Part III: Sub-regional trends and the rationale behind them

Chapter VI: Comparing the three corridors: business, people and the environment

1. Characteristics of the case studies: similarities and differences
2. Intra-regional flows and trends
3. A glimpse into the future

Conclusion

1. Summary of the main arguments
2. Further research intentions

Appendix 1

Appendix 2

References

### 【各章の概要】

Introduction では、本研究の背景・目的・射程・分析アプローチの説明に続き、GMS に関する先行研究の傾向が紹介され、その上で本研究のオリジナリティーと重要性が明示されている。1992 年にアジア開発銀行 (ADB) のイニシアティブでスタートした GMS 構想は、東南アジアのタイと CLMV (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) に、中国の雲南省と、2005 年からは広西チワン族自治区を加えた 5 カ国 2 地域で構成される「サブリージョン」の経済統合を進めるものである。複雑に国境が入り組むこの地域において、人とモノの移動をスムーズにすることが GMS 構

想の要であり、それを目的とした越境インフラの整備が行われてきた。それは、第一に道路などの物理的な交通インフラであり、第二に関税・出入国手続きなどの制度的調和であり、どちらも物流の円滑化や貿易投資の推進に不可欠な整備である。この背景のもと、GMS 経済回廊という開発ビジョンが生まれ、南北・東西・南部という 3 つの経済回廊が作られ、その進展と共に域内の低開発地域に経済発展の展望が開けていった。

GMS のスタートから 10 年を迎えつつある現在、CLM や中国の 2 地域に見られるよう、サブリージョンの経済統合は、構想通り低開発国・地域の経済成長に大きく貢献してきた。しかし、3 つの経済回廊が各地の国境コミュニティにもたらしている経済効果の測定と評価は、各国政府も ADB もほとんど行っていない。クロスボーダー地域で何が起きているのか。以上の問題関心を明示した上で、Bonanno 氏は、本論文の調査対象となる 3 つの経済回廊に沿ったクロスボーダー地域を紹介し、越境インフラ整備がその地域にもたらす経済的・社会的インパクトの光と影の両側面を考察することを本研究の分析アプローチとして定める。このミクロの実態を理解することが GMS 研究の今後の課題だとし、その文脈で先行研究のマッピングを行っている。

既存の研究においては、イシューと地域が限定的な議論が多く、例えばカンボジアに対する GMS の経済効果という大きな議論や、中越国境地域の経済成長、ミャンマーの縫製業の国境貿易区への移動、メコン川流域の環境問題など、特定地域の特定問題に多くの先行研究が集中している現状が説明されている。これらの知見の蓄積は重要であるものの、今の GMS 研究に足りないのは地域間の比較や多様なイシューの包括的な分析であると Bonanno 氏は指摘し、そのギャップを埋めるのが本研究であると位置付ける。実際、本論文はフィールドワークで訪れた約 15 カ所の越境地域に見る様々なイシューを比較の視点から分析する章を最後に準備している。

その本論に入る前に、まず導入部として第 1 部

を設け、2章を使ってGMSの歴史的な背景と発展を整理している。第1章では1992年以前の東南アジア大陸部の国際関係史を概観し、植民地時代の国家建設から冷戦期の政治的・軍事的対立、ベトナム戦争、カンボジア内戦、中越戦争、そして冷戦後のカンボジア和平やASEAN10カ国体制の実現を経て、ようやく広域経済圏の形成というイマジネーションが可能になった歴史的な意義を浮き彫りにしている。またラオスの「新経済メカニズム」(NEM)や、ベトナムの「ドイモイ」といった経済改革の導入により、80年代後半から東南アジアの社会主義国にも市場経済が広がっていったことも、GMSという広域経済圏の潜在性を発見する契機となった。これらの歴史的な背景は、GMSの地域経済統合というビジョンが、現実的には各国の様々な利害関係と敏感な政治決定の上に成り立っていることを再認識する意味で重要であるとBonanno氏は指摘する。

続く第2章では、1992年以降、ADBのイニシアティブでGMSのサブリージョナルな経済共同体作りが進められていくプロセスが描かれている。ADBのビジョンは明らかで、この地域の連結性(Connectivity)を高め、経済競争力を増し、共同体意識を強めるというものである。ADBの活動は物理的インフラの整備と政策・制度設計に重点化され、それを通じてGMS域内の地域協力が7つの部門(交通、エネルギー、遠距離通信、貿易、投資、観光、農業)で進むことを期待している。その地域協力を持続可能な開発に導く役割が「メコン川委員会」(MRC)に託され、このタイ、ベトナム、ラオス、カンボジアの4カ国にミャンマーと中国が対話パートナーとして参加する大臣級会議が地域協力プロジェクトの調整を行ってきた。Bonanno氏は、このADBとMRCの協力関係がGMS推進のカギであったと強調する一方、域内のパワー・バランスの実態も重要であったとし、とりわけタイと中国の距離感がGMSに2つの軸を作り、それぞれが周辺を支える形で地域統合の推進に貢献してきたと議論する。Bonanno氏は、現在でもその構図は変わらないものの、あ

まりにも多くの地域協力プロジェクトやイニシアティブが生まれ、それらの間の調整が欠如している実態を批判的に指摘する。

続く第2部が本論文の中核となる部分であり、ここではGMSのコネクティビティを象徴する3つの経済回廊を取り上げ、それぞれが内包する国境地帯の実態を分析する。まず第3章は南北経済回廊(NSEC)である。ここは多くが中国とのクロスボーダーとなり、①広西チワン族自治区の凭祥(ピンシャン)とベトナム・ランソン省の国境、②雲南省河口(ホーコー)とベトナムのラオカイ、③雲南省の磨憨(モーハン)とラオスのポーテン、④タイのチェンコンと北ラオスのフェイサイ、⑤雲南省の打洛(ダーロウ)とミャンマーのメンラー、⑥ミャンマーのタチレクとタイのメーサイ、⑦雲南省瑞麗(ルイリー)とミャンマーのムセ、という7カ所の現地調査の結果を分析している。ASEAN = 中国のFTAによって、雲南省は東南アジア大陸部と中国との貿易での架け橋となり、これらの国境の町も経済活動が急速に活発になっていった。例えば①ではピンシャンの人口は2000年から2009年まで、ほぼ横ばいなのにも関わらず、GDPは倍増し、輸出入額も数倍に増えている。ランソン側でも急速に経済が成長しており、経済回廊の貿易効果がよく現れている。②のケースでも過去10年の間、双方の町で毎年約10%の成長率が見られる。ピンシャンと同様、河口には国境経済協力の特別地帯が設けられ、そこが工業や商業の拠点になっていく過程が描かれている。しかし、国境の垣根が低くなることに伴い、クロスボーダーな人とモノの移動が、負の社会インパクトをもたらしている現実があり、①では違法薬物の蔓延とAIDS感染者の拡大が深刻な社会問題になっている。②では新たな産業地区の土地ニーズが不動産業界を活発にしたものの、土地売買の許認可を巡って役人への賄賂が横行し、地方政府の汚職体質が急激に悪化している。③の国境町にも国境貿易ゾーンが作られ、小規模貿易を中心に成長を見せているが、密輸ビジネスも成長しており、特に深刻になっているのが希少動物や達

法伐採による木材などを違法なルートで雲南省に運ぶビジネスである。具体的な事例は省くが、その他の国境町でも、経済回廊の整備が越境貿易を進め、地域経済の成長の重要な契機となっているものの、密輸や汚職の拡大、ギャンブル場や売春宿の氾濫、越境的人身売買の増加、違法薬物の蔓延といった組織犯罪のビジネス機会も増えており、その脅威は辺境地の人々にとって切実な問題となっている。この実態が第3章で詳しく描かれている。

第4章では東西経済回廊（EWEC）における国境地帯が分析の対象となる。東南アジア大陸部では、南北に山脈と川が流れることから、山と川を横断する東西の交通インフラは昔から整備しにくく、このEWECには大きな期待が込められてきた。ベトナムのダナンからラオスを横断してタイ北部を通過してミャンマーのモーラマインにつながるこの回廊は、①ベトナムのラオバオとラオスのダンサバンの国境、②ラオスのカイソン・ポムウィハーンとタイのムクダハンの国境、そして③タイのメーソートのミヤワディの国境を通る。Bonanno氏は、これらの地帯で調査を行い、各々の国境地帯について詳細に分析している。その概要は以下の通りである。①では「ワン・ストップ・サービス」の通関制度を導入し、両国間の貿易の効率化を進めているが、ベトナム側は越境自由貿易・商業エリアを作って経済成長を成功させているものの、ラオス側は戦略不足で効果を上げていないというギャップが見られる。また、ここでもタバコの密輸や違法薬物の取引、さらには性的搾取を目的とした女性や子どもの売買ビジネスが急速に目立つようになっている。②ではJBICの円借款で建設した第2メコン国際橋が2006年に完成し、これまでバンコクからハノイまで海で2週間かかっていた運送時間を陸路で3日ほどに短縮され、投資環境の向上や貿易の推進に貢献した。そして国境の町も急速に経済発展していった。しかし、橋ができたことでバンコクからラオス経由で中国につながる密輸ルートが太くなり、安い合成ドラッグを中国市場に大量投入

するための橋にもなっている。③では、ミャンマー側は政府軍と少数民族カレンの武力衝突が起きる地域であり、貿易も限定的である。とはいえタイ側のメーソートのブラックマーケットには宝石や木材などあらゆる非合法品がミャンマーから入ってくる。先の南北経済回廊の主役が中国であるように、この東西経済回廊の主役はタイであり、越境経済の光と影を飲み込む地域大国の姿が本章で丁寧に描かれている。

第5章では南部経済回廊（SEC）における国境地帯を分析している。SECはタイのバンコクからカンボジアのプノンベンを通過してホーチミンに出て行くルートがメインであるが、他にも中部ベトナムとカンボジアを結ぶルートと、バンコクとプノンベンを南の海岸沿いに結ぶ2つの「サブ回廊」が存在する。それらを含め、本章では①中部ベトナムのレタンとカンボジアのラタナキリ州オーヤダウの国境、②南部ベトナムのモックバイとカンボジアのパベットの国境、そして③カンボジアのポイペトとタイのアランヤプラテートの国境について分析している。①は無計画と管理不足のよい例であり、国境地帯の開発もなければ、都市とのコネクティビティも低い。しかし、この国境は違法伐採と木材密輸ビジネスが盛んであり、カンボジア側の地方役人の組織的な関与もあって取り締まりは困難な状況にある。また彼らが森林伐採権を外国企業に発行し、その企業によって山岳民族が立ち退きを迫られるケースも増えていることから、越境ビジネスが社会的な問題を深刻にしているとBonanno氏は警告する。反対に②は経済成長のエンジンになっており、特別国境経済区（SBEZ）の設立でモックバイもパベットも大きな恩恵を受けている。ホテル、カジノ、デパートなどの娯楽・リゾート施設も建ち並び、その影響もあり性産業が拡大し、人身売買やドラッグ密輸、マネーロンダリングといった犯罪も規模が大きくなってきており、ここでもAIDSの急速な広がりが社会的な不安を招いている。③の状況も深刻であり、越境ビジネスの活発化でポイペトは目覚ましい経済成長を実現するものの、役場の汚職

は肥大化し、カジノ産業も栄え、それを仕切る犯罪シンジケートも暗躍し、彼らが営む性産業への人材供給として人身売買も後を耐えない。ここでも社会不安が無視できないレベルになっていることが論文で強調されている。

以上、3章にわたってケース・スタディが示されてきたが、続く第6章では、これまで考察してきた3つの経済回廊のインパクトを比較し、類似性と異質性を浮き彫りにしようと試みている。まず、各地で見られた「特別国境経済地区」(SBEZ)の設定が、多くの場合、地域の経済発展にプラスに働いていると指摘する。SBEZという枠組みが、越境ビジネスを管理し、宣伝し、利益の最大化を追求するのに適したものだとしている。また通関手続きを比較し、「ワン・ストップ・サービス」の導入が輸送量増加のカギであり、その仕組みの普及をGMS全体で考えていくべきであると指摘する。さらに比較の視点から、国境地域では住民に「簡易国境通過証」(temporary border pass)を与えることが社会的に重要だと主張する。それによって、これまで日常的に「不法」越境していた住民を「脱犯罪化」し、正当な経済システムに組み込んでいくことが期待されるからである。また国境地帯に住む人たちが、環境の変化で他の場所に再定住する場合、自発的なケースとそうでないケースがあり、後者の多くは避難民となる。こういう人たちが実はトラフィッキングの犠牲者になる可能性も高く、結果的にAIDS感染者になってしまう場合もある。つまり、これらの問題は連動しており、その力学を理解するには個別イシューの分析だけでは限界があるとBonanno氏は指摘する。麻薬問題についても同じであり、関連ファクター(例えば法執行機関の汚職体質)の理解なしには実態に迫れない。地域の政治経済空間の特性をまず把握するアプローチが有効であり、本章の比較考察からその重要性が確認できたとBonanno氏は考える。最後に、GMSのさらなる発展に向けて、今後よりいっそう国境管理の重要性が認められるが、Bonanno氏は各地の国境管理の比較から将来的なモデルを提示し、政策

提言につなげている。GMSの国境地帯で効果的にボーダー管理するためには、どうしたらよいか。Bonanno氏は、国境を沿ってチェックポイントを置く現在のやり方ではなく、2国の国境町を一つの統合地区に定めて、その中は行き来を自由にし、チェックポイントは統合地区の外に置くモデルが効果的だとアピールしている。

以上の議論から、本論文の全体的な結論は次のようにまとめられる。GMSは、サブリージョナルな経済統合を目的に推進され、とりわけ経済回廊というインフラ整備がGMSのコネクティビティを高め、貿易促進を伴って経済成長と地域統合に大きく寄与すると期待されてきた。その期待が現実になるなか、国境の垣根が低くなったボーダー地域では何が起きているのか。先行研究の主流は、個別のイシュー分析と地域限定的であったため、その問いに答えきれていない。本論文は、そのギャップを埋めるため、3つの経済回廊が内包する国境地帯のほぼ全てを網羅し、越境交流の増加によってもたらされる経済的な恩恵と、社会的なダメージを明らかにした。多様な犯罪がはびこり、人間の安全保障への深刻な脅威となっている実態を示すことで、GMS統合の副産物に対する理解を改め、国境管理の改革につなげていく必要がある。以上が本論文の主要な結論である。

#### 〈論文審査の結果の要旨〉

##### 【論文の特徴・独創性・学術的貢献】

第1に、Bonanno氏は「大メコン圏」開発プロジェクトの動脈ともいえる3つの経済回廊を対象に、その国境検問所および周辺地域の経済・社会変容を精細に描きだすことに成功している。とりわけ、3つの経済回廊のほぼすべての国境を踏査することによって、国境地域がもつ経済問題や社会問題の地域間の異質性と共通性を明らかにしたことは高く評価できる。

第2に、大メコン圏における経済協力進展にともなう経済的波及効果や越境問題の拡大については、個別の問題や国境地域毎にその実態や背景が

調査・分析されることはあっても、本研究のように、地域全体を対象としつつ地域住民の生業活動までを射程に含んだような包括的な報告はこれまでにない。特に国境地域で生起している開発の負の側面について、地域住民の視点から記述・分析した点においては資料的価値も高い。

第3に、「大メコン圏」開発プロジェクトが構想された歴史的背景を植民地期からの東南アジア大陸部の政治・経済動向から説き起こし、ベトナム戦争および冷戦期・冷戦後の政治状況を経てグローバル経済の展開に至る長期時間軸のなかで描いており、国境を調査対象とした本論文が単なるボーダー・スタディーズに終わることなく、東南アジア大陸部の政治・環境・社会・人間の安全保障に通じる包括的な視点を提供している。

第4に、現代的な課題の分析を通じて、問題の背景にある東南アジア大陸部地域の固有性を論じ、その上で独自の発展像を提示している。具体的には、国境を跨いだ空間を日常的な活動域としてきた地域住民（少数民族）の存在や、彼らと中央政府との歴史的関係における地域特性をふまえた、域内の国境地域の望ましい将来像（と国境管理モデル）が論じられている。

第5に、内政、外交あるいは地域開発、国内投資・外国直接投資などの政策変更によってさらに経済連携の強化が予想される「大メコン圏」の安定した発展に向けて、国境管理の一層の重要性を指摘し、その将来のあり方（モデル）を具体的な調査結果にもとづいて提示したことは説得的であると同時に政策提言としても有効である。

#### 【公開審査における質疑応答】

本論文の内容と、公開審査での Bonanno 氏の報告を受けて、まず審査委員の松田正彦准教授からコメントがあり、その上で以下の質問があった。そなわち、本論文では地域内で共通してみられる現象のひとつとして簡易国境通過証（temporary border pass）をとりあげ、それを慣習的取り決めと国によって定められた法律・制度の間に発生する齟齬に対するローカルな対応の具体例として

考察をすすめている。一方で、この簡易国境通過証の運用や利用における地域内での多様性の存在も推測される。この多様性の様態と（もしもそれが確認されるならば）それらが生み出される背景は何なのか。この質問に対し、Bonanno 氏は、中国・ラオス間、中国・ミャンマー間において他地域と比較してその運用が普及していることを示した上で、その背景を、国境を跨ぐ民族性を同じくする地域社会の結束力や、地方政府の人口移動に対する態度、国境域の経済発展レベルなど違いにふれながら説明し、その内容は説得的であった。

次に、審査委員の田中耕司教授からコメントに続いて、次の2つ質問があった。

第1に、本論文の最終章（第6章）で Bonanno 氏により提示された今後の国境管理モデルに関連して、国境管理の大きな課題となっている人身売買や麻薬取引に対してもそのモデルが有効かという質問である。これらの違法取引は国境検問所ではなく、検問所付近に多く存在する違法ルートを通じて行われており、その取締りがこのモデルで可能になるのかという質問でもあった。これに対して Bonanno 氏は、従来から行われているこの種の違法取引は、検問所からそう距離的に離れていない国境の抜け道を通じて行われており、その他の地域では地理的・交通的障害があるため困難であること、また、提示したモデルでは、国境検問所をとりまく広い地域を両国の特区として設定し、特区への入域を関係各国が国内検問所によって管理するようになること、特区自体の活動規制が強化できることなどの理由をあげて現状の改善につながることを説得的に説明した。

第2に、本論文は経済回廊およびその国境検問所や国境地域の経済・社会変容を扱っているが、そもそも「大メコン圏」のよりよい地域発展を考えようとする本論文の究極的な目的に照らしたとき、人と物資の「通路」としての回廊や国境を扱った今回の研究を、Bonanno 氏は今後どのように発展させようとしているのか、今後の抱負を聞きたいという質問があった。これに対して、

〈学位論文要旨および審査要旨〉

Bonanno 氏は、関係国・地域の政治状況によってこの地域はさらに急速に変化していくことが予想されるので、継続した観察と調査を続けると同時に、常に関係国・地域の政策形成にいかされるような理論的にも深みのある研究を進めていきたいとの希望、あるいは将来の研究者としての抱負を十分に説得的に述べることができた。

【論文審査結果の要旨】

審査委員会は、3名による審査を経て、2011年12月9日（金）13時00分より14時30分まで恒心館735教室にて公開審査会を実施し、本人からの報告を基に質疑応答を行った。公開審査会の質疑応答を通じて、本論文で十分に扱いきれなかった課題や今後の出版の際の目標も明らかになった。これらは、今後、十分に克服できると認められる。以上をもって Bonanno 氏が博士学位に相

応しい能力を有することを確認した。その結果を踏まえ、審査委員会は一致して本論文が博士学位を授与するに相応しいとの結論に達した。

〈試験または学力確認の結果の要旨〉

審査委員会は、Bonanno 氏が本学学位規程第18条第1項の該当者であり、論文内容および公開審査会での質疑応答を通じて、本論文提出者が十分な学識を有し、課程博士学位に相応しい学力を有していること、また、本研究に必要とされる英語の文献が適切に参照されており、語学能力も十分に有していることを確認した。

以上の諸点を総合し、本論は、本学学位規程第18条第1項に基づき「博士（国際関係学 立命館大学）」の学位を授与することが適当である判断する。

【学位論文要旨および審査要旨】

氏名：陳 浩  
学位の種類：博士（国際関係学）  
学位授与年月日：2012年3月31日  
学位論文の題名：

ドイツの労使関係の変容と課題—共同  
決定制度と産業別労働協約を中心に—  
審査委員：星野 郁（主査）  
高橋 伸彰  
海道ノブチカ（関西学院大学）

<論文内容の要旨>

陳浩氏の課程博士学位請求論文「ドイツの労使関係の変容と課題—共同決定制度と産業別労働協約を中心に—」は、ドイツの労使関係を支える2つの柱である、共同決定制度と産業別労働協約に焦点を当て、これら2つの柱が、特に経済のグローバル化が本格化し、ドイツの再統一とともに、EU統合の深化と拡大が進んだ1990年代以降、どのような課題に直面し、変容を遂げてきたかについて、現地ドイツにおける数度の調査やインタビュー調査、豊富な資料に基づいて、考察を行っている。さらに、欧州会社制度の普及やEU統合の進展、ドイツ企業のさらなる国際化などを視野に置き、今後の課題や展望についても言及を行っている。

陳氏によれば、ドイツ企業のコーポレート・ガバナンスの要とされる共同決定制度に関しては、90年代以降、特に2000年代に入り、機関投資家による株式保有の増大や従来支配的株主であった銀行や政府による株式保有の低下といった、企業の所有構造の変化が観察される。その結果、経営の意思決定の中核である監査役会において、株主サイドの影響力が強まる傾向はあるものの、ドイツの経営者の多くは、監査役会を通じた労働組合との協力関係を望ましいと考えており、共同決定制度を採用する義務のない、在ドイツ多国籍企業の多くも、同制度を採用している。同じく、産業別労働協約に関しても、産業別労働協約からの部

分的な離脱を認める「開放条項」の普及や、労働条件をめぐる労使交渉において企業レベルで設置される事業所委員会がより大きな役割を演じる、労使交渉の「分散化」が生じているものの、産業別労働協約の基本的な枠組みは維持されており、経営者側も産業別労働協約の意義を認めている。

ドイツの協調的な労使関係の柱である、共同決定制度や産業別労働協約に関しては、かねてより、労働組合や労働者の利益を重視し過ぎ、企業の収益向上や迅速な経営の意思決定を阻んでいるとの批判があり、一部の経営者や学者の間には、経済のグローバル化の時代にそぐわない、非効率で時代遅れの両制度は、ドイツ企業にとって経営の桎梏以外の何ものでもなく、速やかに廃止すべきとの意見も根強い。けれども、陳氏によれば、まさにかかる枠組みこそが、2008年9月のリーマン・ショック以降のグローバルな金融・経済危機やユーロ圏の危機の最中であって、アメリカや南欧を始めとする他のユーロ圏諸国で生じた深刻な雇用破壊とは対照的に、雇用・労働市場の安定を通じていち早くドイツ経済の回復をもたらした最大の要因であると主張する。

よって、陳氏は、両制度の改革や改善の必要性を認めながらも、共同決定制度と産業別労働協約の基本的枠組みは、今後も維持されるべきであり、他のEU諸国や世界の他の国々にも重要な教訓や示唆を与えていると結んでいる。本論文の構成および各章の概要は以下の通りである。

<構成>

はじめに

第一章 ドイツのコーポレート・ガバナンスの変容と監査役会改革の課題

問題の所在

第一節 ドイツにおけるコーポレート・ガバナンスの変容

- (1) ドイツのコーポレート・ガバナンスの特徴
- (2) 1990年代以降のドイツ企業にお

ける株式所有構造の変容

(3) コーポレート・ガバナンスに関する制度改革の進展

第二節 監査役会の直面する課題

(1) 労働側と経営側の意見対立の先鋭化

(2) 労働者代表監査役内部の利害対立

(3) 監査役会のあり方に関するその他の問題点

第二章 産業別労働協約の分散化によるドイツの労働協約交渉の変容と課題

問題の所在

第一節 ドイツにおける産業別労働協約分散化の進展

(1) 産業別労働協約分散化の要因

(2) 「開放条項」と労働条件の差別化規定の適用

第二節 ドイツにおける労働協約交渉の現状と課題

(1) 労働協約交渉への事業所委員会の関与

(2) 労働協約交渉に対する労働組合の影響力の現状

(3) 産業別労働協約が直面するその他の課題

第三章 多国籍企業におけるドイツ型労使関係の適用と問題点

問題の所在

第一節 在ドイツ多国籍企業における労使関係の現状

(1) 在ドイツ多国籍企業の共同決定制度に対する姿勢

(2) 在ドイツ多国籍企業による産業別労働協約の弾力的適用

第二節 欧州会社の設立に伴う共同決定制度の危機

第四章 労使関係の改善に関する諸提案の検討と今後の行方

問題の所在

第一節 共同決定制度の改善に関する諸提案の検討

(1) 監査役会の改革に関する労使の提案

(2) 労働者の経営参加に対する評価

(3) 労働者代表監査役内部の対立に関する分析

(4) 共同決定制度の改善に向けた検討

第二節 ドイツの労働協約交渉の行方

(1) 産業別労働協約の利点

(2) 労働協約交渉の機能改善への検討

結論

参考文献

〈各章の概要〉

はじめには、本研究の歴史的背景として、19世紀末から現在までのドイツの労使関係モデルの変遷について、言及がなされている。続いて、共同決定制度と産業別労働協約という、ドイツの協調的労使関係の2つの柱を中心に、ドイツの労使関係の変容と変遷を分析するという、本論文の基本的な分析視角が据えられる。共同決定制度と産業別労働協約のそれぞれについて、簡単な概要が説明され、1990年代以降の主要な変化と直面している課題について言及した後、本研究の意義や、本論文の内容の簡単な概略が述べられている。

第一章では、最初に、ドイツ企業の経営における最高の意思決定機関である監査役会 (Aufsichtsrat) や、監査役会における株主・経営者と労働組合の両者による共同決定制度 (Mitbestimmungsgesetz) を中心とするドイツのコーポレート・ガバナンスの基本的特徴や、銀行や政府を支配的株主とする所有構造の特徴が説明される。次に、経済のグローバル化や EU 統合の進展、金融の自由化や民営化、アングロサクソン型経営モデルや株主資本主義の浸透に伴う、ドイツ企業の所有構造の変化 (銀行や政府に代わる機関投資家による株式所有の増加) や資金調達方法の変化 (銀行借入から資本市場における証券発行へのシフト)、それに伴う経営方針の変化 (銀行からの役員の引き上げ、株主重視の経営への接近) が説明される。また、こうした動きと並行して進められた、ドイツ政府によ

るコーポレート・ガバナンスに関する制度改革への言及もなされている。続いて、こうしたドイツ企業のコーポレート・ガバナンスの変化に伴って、監査役会の内部で生じた、経営・生産拠点の再編をめぐる労使間の対立や、監査役会の労働者代表内部における対立（当該企業の労働者・組合代表と産業別組合から派遣される代表者との間の対立）、さらには企業活動の国際化に伴う諸問題（外国人労働者の監査役会における共同決定への参加問題や監査役会の肥大化、労働組合代表の経営上の専門知識の不足からくる能力不安等）への言及がなされ、監査役会制度や共同決定制度が抱える課題や問題点が浮き彫りにされる。

第二章では、共同決定制度と並ぶ、ドイツの協調的な労使関係の象徴である産業別労働協約制度が、どのような制度・仕組みを持ち、どのように変遷を遂げてきたのか、および今日同制度が直面している課題についての詳細な分析・説明がなされている。最初に、産業別労働協約が、ドイツの「社会的市場経済」の理念を具現化し、労働者の保護を目的に導入されたことが説明される。続いて、ドイツにおいて、賃金と労働条件をめぐる労使交渉は、企業の外部における労働組合と使用者団体の間での交渉と、企業の内部における事業所委員会（Betriebsrat）と経営者との間の交渉という二元性によって特徴づけられていること、労使交渉に際しては、まず、産業・地域別の労働組合と使用者団体が基本的な労働条件について交渉し、産業別労働協約（Branch-Tarifvertrag）を締結する手順となっていることが説明される。そして、産業別労働協約が締結された後、それを前提として、企業内部の労働条件をめぐり、経営者と事業所委員会の間で交渉が行われることや、事業所委員会は、労働組合と異なった組織原理によって設置されるものの、実際には多くの場合、労働組合の企業内における支部としての機能を果たしていることが述べられる。ドイツでは、産業別労働協約の下で、企業の業績にかかわらず、同一労働には同一賃金が保障され、一般的に産業の平均賃金を上回る水準で賃金決定がなされること

から、労働者には恩恵が大きいとされてきた。しかし、1980年代半ば以降、ドイツ企業が厳しい国際競争にさらされる中で、産業別労働協約がドイツ企業の労働コストを押し上げ、競争力を損なう原因になっていると、経営者サイドからの批判が高まった。そして、ドイツ企業が、かかる事態に対応すべく、産業別労働協約の中に、その適用除外を受ける「開放条項」を盛り込み、特に労働時間については、弾力的な運用が計れるように、産業別労働協約の修正を試みる動きが活発になったことや、東部ドイツの企業を中心に産業別労働協約自体から離脱する動きも見られるようになったことが指摘されている。他方、労働組合側も、産業構造や雇用形態の変化に伴って組織率の低下による影響力の後退に直面する中、雇用優先の立場から、こうした経営者サイドの行動を容認するようになっていくことが述べられている。さらに、このような産業別労働協約の「分散化」の進展に伴って、事業所委員会の労使交渉に果たす役割が拡大していることが指摘されている。ドイツ企業の中には、企業別労働協約や職務別労働協約、事業所協定を締結する企業も増加しているといわれ、最低賃金制度の一律適用や非正規労働者の扱いをめぐる労使の対立も紹介されている。陳氏は、産業別労働協約の基本的枠組みは依然維持されている、との立場は採っているものの、こうした変化が、産業別労働協約体制の今後に少なからざる影響を与える可能性も指摘している。

第三章では、在ドイツ多国籍企業における労使関係制度についての分析がなされている。ドイツ在中の多国籍企業は、ドイツ型のコーポレート・ガバナンス方式を採用する必要はなく、従って監査役会制度の設置や産業別労働協約の締結は義務付けられていない。他方、ドイツ企業がEUで定められた欧州会社に移行する場合や外国企業と合資会社を設立する場合にも、ドイツ型コーポレート・ガバナンス方式を採用せずともよく、共同決定制度や産業別労働協約を免れることができる。しかし、陳氏の調査によれば、両方のケースにおいて、共同決定制度や産業別賃金協約を回避して

いる企業はごく少数で、多くの企業が、経営の安定のために労働者の協力が不可欠と考え、制度を利用していることが示される。とはいえ、産業別労働協約制度に関しては、個別企業によって賃金や労働時間の面でかなり弾力的な運用が行われるようになっていることも併せて紹介されている。また、今後欧州会社へ移行するドイツ企業が増えるにつれて、欧州会社法の下では、ドイツの法律ほどに、共同決定制度を始めとする労働者・労働組合の権限が保障されていないことから、労働者や労働組合の経営への影響力が低下する可能性も指摘されている。

第四章では、共同決定制度と産業別労働協約に対する批判と改善に関する提案を採り上げ、それらの内容を詳しく紹介・吟味し、これまでの章の分析を踏まえて批判ないし評価を加え、課題を指摘した上で、今後の労働協約交渉の行方について私見を展開している。最初に、共同決定制度と産業別労働協約は、経済のグローバル化と大競争の時代に、労働組合や労働者の利益を重視し過ぎて、企業収益の向上や経営に関する迅速な意思決定を阻んでおり、ドイツ企業の経営にとって桎梏以外の何ものでもなく、速やかに廃止すべきであると主張する、一部経営者や学者の意見を紹介する。続いて、共同決定制度や産業別労働協約に関する、ドイツ企業の多数意見や政府による評価を紹介し、両制度は、批判者のいうように、決してドイツ企業の国際競争力を損なうものではなく、経営者・株主と労働者の利害は常に対立するとは限らないこと、むしろ、両制度によって保障される労使の間の緊密な協力関係が、経営上のリスクを抑え、厳しい環境の下でもドイツ企業の国際競争力の強化に貢献していることが、様々な調査やインタビュー結果を踏まえて、説得的に述べられている。陳氏も、共同決定制度や産業別労働協約が多くの課題に直面しており、その改革・改善の必要性は認めている。しかし、批判者のいうように、両制度の廃止ではなく、時代の変化や要請に見合った形での弾力的な運用によって対処可能であると主張し、章の後半部分で、経営者、労働組合、

事業所委員会、政府の間のより緊密な協力・連携の強化を始めとする改革提案を行っている。

結論では、ドイツの協調的な労使関係を支える2つの重要な柱である、共同決定制度と産業別労働協約は、労働者や労働組合のみならず、経営者にとっても、経営の安定や継続的なイノベーションの推進、それらを通じた国際競争力の強化を図る上で欠くことのできない制度・仕組みであることが述べられている。また、共同決定制度と産業別労働協約共に、多くの解決すべき課題があることは否定できないが、その基本的仕組みや機能は引き続き今後も維持され、強化されるべきであること、さらに、ドイツの協調的な労使関係の利点は、今回のグローバルな金融・経済危機への対応の素晴らしさによって際立っており、他のEU諸国や世界の他の国々もこれに学ぶべきであると結んでいる。

#### 〈論文審査の結果の要旨〉

陳浩氏の課程博士学位請求論文について、公開審査会を含む審査過程で明らかになった特徴点および独創性は以下の通りである。

#### 〈論文の特徴および独創性〉

(1) ドイツの共同決定制度と産業別労働協約に関する研究は、豊富に存在するものの、前者は、おもに英米流の株主中心のコーポレート・ガバナンスとの対比で採り上げられるケースが多く、他方、後者は、企業別賃金交渉との対比で採り上げられるケースが多く、本論文のような、ドイツの協調的な労使関係を構成する2つの核心的な要素である、共同決定制度と産業別労働協約の両者に跨る、特に経済分野に関する包括的な分析は少ない。

(2) もっとも、近年再び盛んとなっている、いわゆる「資本主義の多様性」論の中では、アングロサクソン・モデルや他のEU諸国モデル等の比較で、ドイツ・モデルの包括的な分析が行われているが、本論文のように、ドイツの特に共同決定制度と産業別労働協約に焦点を当て、現地での経営者団体や労働組合、専門の学者へのインタビュー

を交えた調査・研究は少ない。

(3) 加えて、本論文の特徴は、共同決定制度と産業別労働協約の歴史研究だけに留まらず、1990年代以降の両者の変化を踏まえ、最近の状況までフォローしていることであり、グローバルな金融・経済危機および最近のヨーロッパの危機の中で、ドイツ経済の強さと雇用の安定が際立ち、その成功の要因について世界的な関心を集めている最中だけに、極めて時宜を得た調査・研究となっている。

(4) 何よりも、本論文の最大の貢献は、産業別労働協約における、「開放条項」の拡大による、労使交渉や賃金・労働条件決定の「分散化」と、企業レベルにおける経営者と労働者代表である事業所委員会との交渉の重要性、労使交渉に占める後者の役割の向上という、ミクロレベルでの変化を確認したことにあると思われる。かかる変化を、ドイツ・モデルの変質と捉えるか、あくまで陳氏のように産業別労働協約の部分的な「弾力化」と捉えるかは、意見の分かれるところであるが、興味深い事実の発見であると思われる。

(5) 本論文でドイツの協調的労使関係の中核とされる共同決定制度と産業別労働協約については、ドイツにおいても、イデオロギーや党派によって大きく評価が分かれ、陳氏が紹介しているように、特にドイツの学者の間では批判的な意見が多いが、経営者や労働組合といった当事者への調査・インタビューや、様々な資料・統計をもとに、共同決定制度と産業別労働協約の現状と利点を説得的に展開し、併せて克服すべき課題も指摘している。その意味で、極めてバランスの取れた研究である点も評価できる。

#### <公開審査における質疑応答>

公開審査会では、まず審査委員で、ドイツのコーポレート・ガバナンスの専門家である海道ノブチカ関西学院大学商学部教授より、以下のような、論文に対する講評と質問が述べられた。

陳氏の研究は、共同決定制度と産業別労働協約をはじめとするドイツの労使関係や労使交渉につ

いて、歴史だけでなく現状（同時性）を踏まえて、包括的で丁寧な分析を行っていることや、従来の研究が監査役会をはじめとするトップ・マネジメントの分析が中心であったのに対して、ボトムである事業所レベルでの動きに関して、詳細な調査・分析が行われているところに特色があり、評価できる。その上で、陳氏がドイツの協調的労使関係の要であるとする、共同決定制度や産業別労使交渉制度は、今後のグローバル化を始めとする大きな環境の変化の中で、根本的に変わる可能性があるのか、それとも今後も基本的に変わらないと考えるのか。後者である場合には、そう考える理由は何か。

これに対する陳氏の回答は、次のようなものであった。労働組合が共同決定制度や産業別労働協約の存続を望んでいるだけでなく、ドイツの経営者の多くも、共同決定制度や産業別労働協約を通じた労使協調の重要性や意義を理解している。さらに、政府やその他の利害関係者も、労使協調の重要性を認識し、両制度は基本的に堅持されるべきと考えている。よって、ドイツ・モデルの基本的構造は変わらないと考える。ドイツの経営者は、共同決定制度や産業別労使交渉の廃止ではなく、その弾力化を望んでいる。経営者の望む弾力化とは、監査役会のスリム化と迅速な意思決定の遂行であり、具体的には、監査役会の役員数の削減と、経営に関する決定の多くを取締役会で決定し、監査役会に諮る案件を減らすことなどが検討されている。

海道委員は、陳氏の見方に基本的に同意すると述べ、株主の権利重視の世界的な流れの中で、ドイツでも、EUやOECDに促され、国境を越えて株主の権利を行使することへの法制の強化や、役員報酬の開示などの経営の透明性の改善が行われているものの、ドイツのコーポレート・ガバナンスの基本構造はあまり変わっておらず、様々な利害関係者の関わる共同体、社会的存在としてのドイツ企業性格は概ね維持され、アングロサクソン化への動きは阻まれているとの説明があった。

続いて、審査委員の高橋伸彰教授からは、陳氏に対して、次のような質問が出された。日本では、80年代末のバブルの崩壊以降、株式持ち合い構造の解消が急速に進み、アングロサクソン型の株主の利益重視の風潮が鮮明となる中で、労働者や労働組合がますます守勢に追いやられ、虐げられているのに対して、ドイツでは、労使協調路線が維持され、労働者や労働組合の権利が未だに手厚く保護されている背景には、どのような要因や制度的仕組み等があるのか。

これに対する陳氏の回答は、本論文で示された、ドイツのコーポレート・ガバナンスのあり方や、労働組合との協調を重視する経営者の存在、古くからのコーポラティズムや社会的市場経済の伝統などがあるのではないかというものであった。同様の指摘は、海道委員からもなされた。

最後に、主査の星野委員からは、ドイツ・モデルの基本的な構造は変わっていない、とする陳氏の主張に対して、ドイツの労使協調モデルは、かつてのような労使が対等な立場に立つモデルから、経営者主導の、いわゆる「競争的コーポラティズム」と称されるそれに変質しつつあるのではないかと指摘がなされた。また、ドイツ・モデルがEUの支配的モデルとなりつつあるとの陳氏の主張に対して、ドイツ・モデルがいかに優れていても、歴史や文化、社会状況の異なる他のEU諸国に移植するのは容易ではなく、EUの支配的モデルになることは難しいのではないかと、指摘が行われた。

これに対して、陳氏は、本論文で述べたように、ドイツには、労使を始め多くの利害関係者の協力で、これまで多くの困難を乗り越えてきた歴史が存在するので、部分的な変化はあっても、協調的な労使関係を始めドイツ・モデルの基本構造は今後も不変であると思われること、また、EUの様々な労働法制や社会政策で、ドイツ・モデルが既に支配的な影響力を持つようになっていると回答した。また、海道委員より、欧州会社法のように、ドイツ・モデルを多く取り入れつつも、各国の状況に合わせて弾力的な運用を認めているケースも

あり、その意味でドイツ・モデルがEUの標準になりうるとの説明もあった。

なお、公開審査終了後の協議では、陳氏の今後の研究課題として、高橋委員より、ドイツで協調的な労使関係が機能・維持されているのはよしとして、それが企業収益や賃金・雇用動向、マクロ経済のパフォーマンスといった経済実態にどのように反映されているのか、統計等も用いた実証分析の必要性、換言すれば、協調的・良好な労使関係、共同決定制度がもたらしているところの具体的な成果について、関係者の意見や議論を紹介するだけでなく、統計・実証面でより明確にそれを示す必要があるのではないかと指摘が行われた。また、海道委員より、経営者と労働組合・労働者の関係という軸だけでなく、株主（資本）と労働組合・労働者の関係という軸でも、より分析を深めていく必要性が指摘された。最後に、星野委員からは、EUの中のドイツという位置付けからすると、たとえドイツの労使関係であっても、ドイツ内部の視点に留まらず、EUもしくはグローバルな視点を踏まえて、研究を発展させていく必要性の指摘が行われた。なお、それらの指摘は、陳氏の現在の研究の成果と意義を損なうものではない。

#### 〈論文審査結果の要旨〉

審査委員会は、上記3名による審査に加え、2012年2月10日（金）13時00分より14時30分まで、恒心館第722号教室において公開審査会を実施し、本人からの報告を基に上述のように忌憚のない意見交換や質疑応答を行った。公開審査会の質疑応答を通じて、なお発展させるべき論点や課題は残されているものの、審査会で指摘された諸点はいずれも今後の研究過程で克服できると認められることから、陳浩氏が博士学位に相応しい能力を有することを確認した。その結果を踏まえ審査委員会は一致して、本論文が博士学位を授与するに相応しいとの結論に達した。

＜試験または学力確認の結果の要旨＞

審査委員会は、陳浩氏が本学学位規程第 18 条第 1 項の該当者であり、論文内容および公開審査会での質疑応答を通じて、十分な学識を有し、博士学位に相応しい学力を有していること、また、本研究に必須であるドイツ語および英語の文献が

適切に参照されていることから、語学能力も十分に有していることを確認した。

以上の諸点を総合し、陳氏に対して、本学学位規程第 18 条第 1 項に基づいて、「博士（国際関係学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名：石原 豊一  
学位の種類：博士（国際関係学）  
学位授与年月日：2012年3月31日  
学位論文の題名：

グローバル化におけるスポーツ労働移動の変容—「ベースボール・レジャー」の拡大と新たなアスリートの越境—

審査委員：山下 範久（主査）  
中本真生子  
海老島 均（成城大学）

〈論文内容の要旨〉

〈論文全体の要旨〉

石原豊一氏の課程博士学位請求論文「グローバル化におけるスポーツ労働移動の変容—『ベースボール・レジャー』の拡大と新たなアスリートの越境—」は、グローバル化に伴う資本による包摂の深化を、エンターテインメント産業としての野球の拡大を例として取り上げ、とくにそこで生じている選手の国際移動の観点から分析を試みたものである。

石原氏は資本による包摂によって野球産業に構築された労働力としての選手移動のネットワークを「ベースボール・レジャー」と呼び、その形成と深化のプロセスの前線の移動を追って、ドミニカ、メキシコ、イスラエルにおけるプロ野球リーグの形成と展開の過程を分析し、それらがいかにベースボール・レジャーに包摂され、またそれらの包摂がいかにベースボール・レジャーを深化させたかを検討している。

石原氏の研究は、既存研究による実証の蓄積を広範に再検討したうえで、選手個別にたいしての聞き取り調査、数次にわたる中南米およびイスラエル、その他の地域でのフィールドワークを行い、それによって得られた貴重な一次データを踏まえつつ、それらを包括的に再解釈する理論枠組みとして、後期近代を主題とする新しい社会理論（特にポスト・フォーディズム的な経済社会秩序の深

化がグローバルな帝国化の傾向を帯びることを指摘する諸理論）を採用することで、野心的な研究に結実させている。本論文の構成および各章の概要は以下のとおりである。

〈構成〉

はじめに

第一章 「ベースボール・レジャー」：スポーツ労働移民の枠組みの変容要因

1. スポーツにおけるグローバル化研究の潮流
2. スポーツ労働移民研究の潮流
  - 2-1. 国際労働力移動としての移民
  - 2-2. 新しい国際労働力移動としてのスポーツ労働移民
  - 2-3. 野球のグローバル化とスポーツ労働移民研究
3. スポーツのグローバル化における新たな枠組み＝「ベースボール・レジャー」の提示
  - 3-1. 階層化する各国プロ野球リーグの頂点としてのMLB
  - 3-2. 労働貯水池化する中南米カリブ地域各国のプロ野球
  - 3-3. MLBへの中継地としての日本と東アジアにおけるサブレジャーの構築
  - 3-4. 「ベースボール・レジャー」拡大の先～「野球不毛の地」への普及と新たな労働力貯水池の出現

第二章 「ベースボール・レジャー」の源流

～北米におけるマイナーリーグの統合からドミニカプロ野球のファーム化へ

1. 野球の発生とそのグローバルな拡大
  - 1-1. 「文化ヘゲモニー」としての野球拡大
  - 1-2. 「文化ヘゲモニー」から商品としての拡大へ  
～多国籍企業MLBによる北米プロスポーツの系列化
2. 北米野球とドミニカ野球の垂直的関係の構築
3. MLB拡大の要因～北米野球の系列化と「技能密度」

4. ドミニカから日本へ～「ベースボール・レジェーム」の発展
- 第三章 国境を越えるローカリティ～「ベースボール・レジェーム」に包摂されるメキシコプロ野球と越境するメキシコ人選手たち
1. 「抗争の場」～野球の普及により刺激されたローカリティ
  2. メキシコ野球史
    - 2-1. メキシコへの近代スポーツおよび野球の流入
    - 2-2. プロ野球の創設と発展、そして MLB による包摂
    - 2-3. 現在のメキシコプロ野球
  3. ローカリティ構築のツールとしての野球
    - 3-1. スポーツ受容によって構築されるローカリティ
    - 3-2. 野球普及により構築されたメキシコ・アイデンティティ
    - 3-3. メキシコ性構築のツールとしての野球
  4. プロ野球シーンにおけるメキシコ人アイデンティティ
    - 4-1. 拡大するベースボールの周縁におけるローカリティ
    - 4-2. 遠隔地において構築されるメキシコ性
  5. 再活性化したローカリティを利用して拡大する「ベースボール・レジェーム」
- 第四章 「ベースボール・レジェーム」拡大の周縁におけるスポーツ労働移民の枠組みの変容～イスラエルプロ野球の観察から
1. イスラエルプロ野球の意味～「ベースボール・レジェーム」の「野球不毛の地」への拡大
  2. イスラエルのスポーツと野球
    - 2-1. イスラエルとスポーツ
    - 2-2. イスラエル野球の概要
    - 2-3. IBL の概要
    - 2-4. ビジネスとしての IBL
  3. グローバル化の文脈上の IBL
    - 3-1. 「グリーンゴ」と「ラティーノ」～米国・ドミニカ間の垂直的関係の

イスラエルへの移動

- 3-2. 「エレッツ・ボール」～IBLにみる「想像の共同体」
4. IBL のスポーツ労働移民
  - 4-1. IBL に集う選手たち
  - 4-2. 分析
    - 4-2-1. 従来型の「プロスペクト」型および「野球労働者」型
    - 4-2-2. 新たな枠組みの「バケーション」型および「自分探し」型
5. 「ベースボール・レジェーム」拡大の所産としてのスポーツ労働移民の変容

代わりに

参考文献

参考資料（略称対照表）

〈各章の概要〉

本論文ではまず、はじめににおいて野球のプロリーグのグローバルな拡大と、それにとまなう「プロ選手」の意味の変容を指摘する。プレーヤーとしての技術、プロ・アスリートとしての待遇、個々の選手のライフコースのなかでの野球の位置づけといった諸点で著しい両極化と多様化が観察される。本論文はこの変容の過程を再構成し、その構造を解明することを大目的に掲げる。

つづいてまず第一章では、最初にひろくスポーツとグローバル化をめぐる既存の社会学的研究の流れをスポーツ労働移民に関するものを中心に概観したのち、特に野球産業についての先行研究を整理している。既存の研究は、基本的に資本主義的な世界システムにおける周辺地域から中核地域への労働力移動（およびそれにとまなう中核による周辺の搾取と収奪）の例として野球産業における国際労働力移動を論じてきた。その議論を牽引してきたクラインの研究は、1990年代から2000年代にかけて、MLB（米国 Major League Baseball）と他地域のプロリーグとの個別の関係の東から、MLBの事業展開そのもののグローバルな拡大と選手獲得網、マーケティング網の拡大を通じた各国リーグのファーム化と序列化へ進む

変化を明らかにした。

著者はこの変化の延長で、特に世界各地で中核／周辺関係が、部分的に逆流を起こしつつ、モザイク状・ネットワーク状に拡大している構図を指摘し、これを「ベースボール・レジェーム」と呼ぶ。本章では、2008年シーズンにおける世界各国のプロ野球リーグの登録選手リストをサーヴェイし、さらにMLBを軸に、中南米での展開、東アジアでの展開、さらにその他の地域での展開に分けて、ベースボール・レジェーム内での選手のフロアの構造を俯瞰的に分析している。

また本章で著者は、選手個人のライフコースにおけるプロ選手としての移動の意味づけによるスポーツ労働移民の分類について、ベースボール・レジェームの拡大が、広く受け入れられているマグワイアの分類法に収まらない類型を発生させている点も指摘し、論文の主要課題に位置付けている。

第二章では、北米におけるマイナーリーグの統合とドミニカプロ野球のファーム化の過程を再構成することで、いわば「ベースボール・レジェーム」の原理論を展開している。同章ではまず前史として、おおむね20世紀前半までは、野球が比較的純然たる文化接触現象として、アメリカの文化的なヘゲモニーが強い地域に伝播したことを指摘したうえで、1950年代以降にMLBによる野球のビジネス化（資本の論理による野球の拡大）が始まったと論じる。それまで互いにすみ分けていたMLBとマイナー球団や独立球団、また人種差別を背景として隔離されていたニグロリーグが垂直的に包摂・統合され、MLBが他リーグを人材供給源として活用しつつ拡大する巨大ビジネスとしての「オーガナイズド・ベースボール」の原型が形成された。

同章後半では、ドミニカプロ野球の視点から、このMLBを頂点とするレジェームの拡大を、①安価な選手の供給地の包摂、②市場拡大を目論んだ「技能密度」上昇のための選手確保の二点から定式化し、この定式が東アジアのプロ野球の包摂においても基本的な部分で反復されていることを論じている。

第三章では、メキシコプロ野球を観察点として、「ベースボール・レジェーム」の拡大を、労働力としての選手を需要する側からではなく、むしろ選手を供給する側および選手本人のパスパクティブのなかでどのような意味を持つかの分析を行っている。

まずスポーツの普及が単なるヘゲモニー的な拡大にはとどまらず、カウンターヘゲモニーを醸成する「抗争の場」となることを指摘したうえで、メキシコのプロリーグが少なくとも1950年代半ばまでは、MLBから経済的にも文化的にもかなり強い独立性を持っていたことを示した。さらにMLBの事実上の下部リーグへと包摂されたのちも、むしろMLBへの包摂と米墨両リーグ間の人的フロアの増大によってかえって文化的な差異の確認や再構築が進み、独特のプレスタイルやメキシコ野球の起源の再創造が行われたことを指摘している。

くわえてメキシコ出身でMLBを経験した選手が日本のNPB（日本プロ野球リーグ）を経て、さらに韓国リーグで活躍している例をとりあげ、一見コスモポリタンに見えるこのケースにおいて、強いメキシコ人意識が本人のライフコースの選択のうえでの資源としても、根拠としても一貫して重要な意味を持つことを示している。

本章の分析は「ベースボール・レジェーム」の拡大がローカリティを強める方向でアイデンティティの再構築を促す側面を明らかにしているが、著者はそのようなかたちで、いわば資本に賦活されたローカリティが再度、特にグッズなどのマーチャンダイズなどにおいて、MLBのなかで商品化されるダイナミズムにも触れ、「ベースボール・レジェーム」を貫く資本のロジックの一貫性を確認している。

第四章では、2007年に実現したIBL（イスラエルのプロ野球リーグ）を観察点として、「ベースボール・レジェーム」の拡大の前線／周縁における新たなダイナミズムの分析を試みている。

著者はIBLが興行的には最初から採算を事実上度外視しており、事実興行的にはほとんど成功

していないことを確認し、それでもリーグが開催されたのは、まずもって IBL が北米プロ野球への人材育成の場として機能することが目論まれたからであることを指摘している。

そのうえで、本章の分析は、いわば IBL の中に折りたたまれるように複製された「ベースボール・レジェーム」のグローバルな格差が、これまでにない野球労働移動の形態を派生させていることへと向けられている。著者は自身のフィールドワークを通じて、IBL が顕著に異なる複数のカテゴリーの「選手」によって構成されていることを示す。大別するとそれは主として途上国出身で、従来の基準でもプロ選手としての十分な技能を持つ選手と、主として先進国出身で従来の基準ではプロ選手としての技術水準を持たない選手に分けられる。前者は北米リーグを頂点とする「ベースボール・レジェーム」への安価な労働力供給を構成する一方で、後者はむしろパッケージ化された異文化体験を「消費」している側面さえある。後者のような「選手」が雇用されるのは、選手の人数規模を確保しなければそもそもリーグを立ち上げることができないという野球というスポーツの制約があると同時に、極めて低賃金であっても（特に海外で）プロ選手として野球をすることに肯定的な意味づけを与えることが可能な社会的条件があるからである。

著者は前者を、最終的に MLB への上昇を目指す「プロスペクト型」とその望みは実質的に持っていないが生計の維持のために IBL で（も）働く「野球労働者型」に分け、後者を本国での安定した社会的地位を保持したまま「プロ野球選手体験」を消費する「バケーション型」と本国で安定した社会的地位を持たず、いわば「夢を追う」というあいまいな名目で実質的には非正規労働として野球をおこなっている「自分探し型」に分類している。

著者は特に後者の二つの類型に注意を促し、資本による野球の包摂の深化によって、野球への従事において生産と再生産の区別が不分明になる局面が露呈していることを指摘している。ここにお

いて、「ベースボール・レジェーム」の拡大は「プロ野球選手」の概念自体を一定程度流動化しつつ、搾取の強度をさらに強めていると著者は主張する。

本論文全体の結論として、20 世紀半ば以降の野球の拡大は、多国籍ビジネスとなった MLB をモーターとして資本のロジックへの野球の包摂が最も規定的な要因として作用してきたことを著者は確認している。そのうえで、その包摂のプロセスが特に 21 世紀以降、単に安価な選手のプールの確保から、野球に携わる個人の生の再生産サイドをも包摂下にとりこみつつ進んできていることを示し、スポーツ労働移民の従来の研究が前提としてきたプロ選手概念が一定程度流動化されつつあることを示唆している。この意味で、「ベースボール・レジェーム」は、古典的な中核/周辺構造から、よりフレキシブルな搾取の体制への転換点にあると結論付けている。

#### <論文審査の結果の要旨>

石原豊一氏の課程博士学位請求論文について、公開審査会を含む審査過程で明らかとなった特徴および独創性は以下のとおりである。

#### <論文の特徴および独創性>

- ① 本論文は特に IBL でのフィールドワークなど、著者独自の取材に基づく観察がおおいに生かされている。
- ② 本論文は野球のグローバルな拡大について、中核/周辺構造をベースにした従来の研究の蓄積に対して、より新しい社会理論を豊富に参照・消化したうえで「ベースボール・レジェーム」の概念の提出に至っており、マクロな構図の刷新に成功している。
- ③ 本論文は野球のグローバルな拡大に伴う野球労働移民の類型化について、選手個人のライフコースにおける移動の意味づけが従来の研究がカバーしないカテゴリー（「バケーション型」および「自分探し型」）を見出す独創

的な知見を提出しており、しかもそれが上述のマクロな構図の変化（資本による野球の包摂の再生産サイドでの深化）に符合する点で高い理論的一貫性を有している。

- ④ 本論文はスポーツ社会学全般に、構築主義的な社会理論、ポストモダン帝国論、および後期近代社会における自己の問題といった、幅広い理論的な論点を導入・接合する潜在的可能性を有している。他方、それらの理論の消化に依然として未熟なところが含まれており（後述の質疑応答参照）、今後の研究に課題を残している。

#### 〈公開審査における質疑応答〉

まず海老島委員より「ベースボール・レジェーム」の構築における MLB の役割について質問があった。レジェームの構築は MLB のデザインによるものなのか、それともなんらかの意図せざる帰結によるものなのかという問いである。これに対して、石原氏は「ベースボール・レジェーム」の構築において MLB の果たした役割は極めて大きい、氏が「ベースボール・レジェーム」と呼ぶもの自体を MLB が具体的に企図していたわけではないと応じ、むしろ MLB 自体がその枢要な一部として組み込まれた資本のダイナミズムのほうが重要であると答えた。くわえて海老島委員は、石原氏の所論は、ある意味では野球よりもグローバル化しているサッカーのようなケースには妥当しないのかと問われた。これに対して石原氏は、その点については当該論文の射程を越え、経験的に検討されるべき課題であると答えた。

つづいて中本委員より「自分探し型」の野球労働移動について、石原氏が説明の際に用いた「夢の搾取」という表現の適切性を問うた。IBL が興行的に成功していない以上、ある面では効果的な搾取に失敗していたとも言えるわけで、むしろ単なる消費活動なのではないかという問いである。ここでも、石原氏は個別リーグの収益性は「ベースボール・レジェーム」全体の資本による包摂の構造とは別の次元の問題であると指摘し、「自分探

し型」の移動が、動機面からも環境面からも、「ベースボール・レジェーム」による野球の資本への包摂の深化によって可能となっていることを再度強調した。

くわえて中本委員からは、石原氏の主張では「ベースボール・レジェーム」の拡大はヘゲモニー的拡大とは異なることとされているが、現にプロリーグが存在する国は 35 개국で地理的にも偏っており、アメリカという国のソフトパワーの射程を考慮しないわけにはいかないのではないかと疑義が出された。この点について石原氏は、野球の国際的拡大の歴史において、その発祥の地であるアメリカとの関係はたしかに重要であるが、「ベースボール・レジェーム」の深化にともなって、その度合いは低下しつつあるとの見解を示し、しばしば日本が独特なかたちで普及に貢献しているアメリカやヨーロッパの例を例証として挙げた。

山下委員からは、「ベースボール・レジェーム」の深化は、野球産業における生産と消費の区別の溶解を示唆すると理解できるが、そうであるならば選手を単に労働力と捉えること自体に理論的・概念的反省が必要になるのではないかと質問が出された。石原氏はこの点を今後の課題として肯定しつつ、本論文の分析の射程においては、この点を留保したままでも議論は成立すると答えた。

さらにこの点を受けつつ、フロアから質問を出され、搾取と収奪の基本的区別に触れつつ、「ベースボール・レジェーム」における労働がすでに近代資本主義における労働の概念を踏み越えている面があるのではないかと指摘があった。石原氏はそれを認めつつ、その点についての理論的・概念的な検討は本論文によって開かれた新たな問題として、今後追求したいと述べた。

#### 〈審査結果〉

審査委員会は、委員 3 名による審査に加え、2011 年 11 月 25 日（金）午後 5 時より 6 時半まで、恒心館 735 教室において公開審査会を実施し、論文提出者本人からの報告をもとに上記のとおり、質疑応答を行った。公開審査会の質疑応答

を通じて、なお発展させるべき論点は残されているが、審査会で指摘された諸点はいずれも今後の研究過程で十分に克服できると認められることから、石原豊一氏が博士学位にふさわしい能力を有することを確認した。その結果を踏まえ、審査委員会は一致して、本論文が博士学位を授与するにふさわしいとの結論に達した。

**<試験または学力確認の結果の要旨>**

審査委員会は、石原氏が本学学位規程第18条第1項に該当する者であり、論文内容および公開

審査会での質疑応答を通じて、本論文提出者が十分な学識を有し、博士の学位の授与にふさわしい学力を有していること、また本研究に必要とされる英語の文献についても適切に参照され、また本研究の遂行に際して英語で行われた聞き取り調査の適切さから語学能力も十分に有していることを確認した。

以上の諸点を総合し、本学学位規程第18条第1項に基づき、「博士（国際関係学 立命館大学）」の学位を授与することが適当と判断する。

【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名：金 容 賛  
学位の種類：博士（国際関係学）  
学位授与年月日：2012年3月31日  
学位論文の題名：  
近代朝鮮における抵抗運動とネーション形成に関する研究  
審査委員：南野 泰義（主査）  
文 京 洙  
木村 幹（神戸大学大学院）

〈論文内容の要旨〉

金容賛氏の課程博士学位申請論文「近代朝鮮における抵抗運動とネーション形成に関する研究」は、「韓国におけるネーションとは何か」、「誰が、なぜ、ネーションを必要としたのか」という問題意識から出発するものであり、朝鮮後期の開国から日韓併合までの国内外の情勢を踏まえつつ、近代朝鮮における三つの抵抗運動—東学農民運動（1894年）、乙未義兵運動（1896年）、国権恢復運動（1904-1910年）—を研究対象として取り上げ、アントニー・D・スミスとジョン・ハッチンソンのエスノ・シンボリズム的分析方法を援用して、近代朝鮮におけるネーション形成過程の特徴を歴史的に解明しようとした意欲的な研究である。

本研究は、韓国におけるナショナリズム研究に見られる混乱、つまり半ば自然的契機を背景に出現したとされるエスニック・グループと近代において主権国家と結びついた形で出現してくるネーションとの区別が曖昧である点を問題にしており、これを乗り越えるために、近代朝鮮において、ネーションが、政治的作為としてどのように創られたのかを歴史的に問い直すことを目的としている。本研究は、義兵運動と愛国啓蒙運動の相互関係についての実証分析に基づいて、結果的に「我々」を意識化するうえで妨げとなる「内的相違」の要因を克服するには至らなかった点を明らかにしている点に特色があると言える。

金氏の研究対象は、19世紀後半からの近代朝

鮮に関する政治史研究の中でも、もっとも研究が深められている領域であるが、本研究では、上記の各運動体に関わる史料にとどまらず、日本が設置した統監府と理事庁および日本政府の公文書、政府関係者の発言録などを丹念に解析し、当時の政治情勢を再現しつつ、近代朝鮮におけるネーション形成過程の特徴に迫ったものであり、新しい論点の提起にも成功している。本論文の構成および各章の概要は、以下の通りである。

〈構成〉

序 章

第1章 近代化をめぐる対立と「反侵略」という変数

第1節 開国と激化する権力争い

第2節 「他者」の登場の予告

第3節 「他者」に関する二つの境界

第2章 東学農民運動と「単一化」の限界

第1節 朝鮮社会の構造的課題

第2節 「反蜂起」による東学と民乱の統合

第3節 「他者」の到来と武力による政権交代

第4節 二次蜂起と二つの「義」

第3章 乙未義兵運動と「単一化」の要因

第1節 帝国間の牽制によるもう一つの転換期

第2節 断髮令とサントウ

第3節 義兵蜂起と「我々」という意識

第4章 国権恢復運動におけるネーション形成の二つの潮流

第1節 政治的統合の不安定な情勢

第2節 国権恢復運動をめぐる二つの議論に関する再考

第5章 新聞による啓蒙運動とネーションの表出

第1節 独立新聞と大韓毎日申報

第2節 「国民」と「民族」の登場とその相関関係

第6章 高揚される義兵運動のナショナリズム的特徴

第1節 砲手の役割と特徴

第2節 「匪賊」としての勢力から「義兵」としての勢力へ

第7章 近代朝鮮におけるネイション形成の政治的条件

第1節 政治的ナショナリズムと文化的ナショナリズムの接点

第2節 「臣民」としての国権恢復と「国民」としての国権恢復

終章

参考文献

<各章の概要>

序論では、本研究に問題意識とその背景、研究の目的と方法が示されている。

(1) 「韓国におけるネイションとは何か」、「誰が、なぜ、ネイションを必要としたのか」という本研究の問題意識は、日韓併合から100年を迎えた両国において、「過去の歴史」に関する再評価を行うおうとする学界やメディアの活動がある一方で、なぜ「我々」の結束を固めようとするナショナリズムが鼓舞されるような現象が繰り返し現れてくるのかという疑問から発するものである。

(2) 従来の韓国におけるナショナリズム研究に見られる混乱—半ば自然的契機を背景に出現したとされるエスニック・グループと近代において主権国家と結びついた形で出現してくるネイションとの区別が曖昧である点—を問題としており、この論文の全体としての目的がこの混乱を乗り越えることに置かれている。

(3) それゆえ、金氏は、ナショナリズムを人間集団の自治・団結・アイデンティティの形成と維持のためのイデオロギイ的な運動と把握し、近代朝鮮において「ネイション」がどのように創られていったのかを歴史的に解明することが重要であると主張する。その方法として、第一に、アントニー・D・スミスの主張するエトニからネイションへ移行する過程において、「原初主義」的な側面がどのように利用されたのかという観点から課題に接近しようとしている。第二に、趙景達氏による「下からの歴史を考える視座」の衰退という問題提起を批判的に受け止め、ナショナリズムを「上から」のものとして「下から」のものとして区別することによ

り、ナショナリズム的運動が展開される最初の段階において、その主体が支配する側なのか、支配される側なのかを峻別し、かかる運動の性格を把握することの重要性を指摘しているのである。

第1章では、前近代から近代への変化がネイション形成にどのような関連性があるのかを解明するために、朝鮮後期において前近代から近代へと移行する契機となる開国を取り上げ、開国までに至る国内外の情勢を踏まえ、開国以降から見られる国内政治と周辺国との関係の変化について考察している。これを受けて、ネイション形成過程において、「外的相違」による「他者」の意識化とともに、「内的相違」を克服した「我々」の意識がどのように形成されるのかを考察するために、理論的な枠組みの整理を行っている。

(1) 朝鮮国内の権力関係の変化を中心に、朝鮮後期における外国との衝突と開国という情勢の中で、近代化をめぐる「斥洋斥倭」を訴える守旧派と富国強兵のためには外国との友好関係のもとに外国から新しい知識や技術を学んで発展を促進しようとする開化派との対立関係が形成され、閔氏一族と開化派勢力による政権奪取と親清派への接近、これに反発する急進開化派による甲申政変(1884年)の勃発までの時代背景の検証が行われている。

(2) 朝鮮国内における権力闘争という側面に加え、清国と日本が朝鮮の内政に巻き込まれた国際関係からの観点、つまり朝鮮の支配権をめぐる清国としての隙を削る日本と朝鮮との対立関係の形成過程が示されている。ここで、壬午軍乱と甲申政変を契機に、朝鮮と日本との間に、いわゆる「過去の歴史」の出発点となる対立軸が形成されたことを指摘している。

(3) 前近代と近代の相違を明確にし、前近代のエトニの社会的範囲やその限界を明らかにする方法として、スミスのエトニの概念についての整理が施されている。その上で、1866年から1885年までの約20年間の一連の権力闘争や政変が、侵略の性格を持った存在である「他者」と相対的に侵

略から守るべき存在である「自己」の意識を発見する、または再確認する契機となったと主張する。(4) ここで、ネーション形成過程における「外的相違」による「他者」の意識化と、「内的相違」の克服による「我々」の意識化の問題に関わって、金氏は、スミスのエトニ論を援用して、「前近代の社会において多数を占める農民のような下層階級は、政治的意思や技術的手段を欠如していたがゆえに、エトニは上層階級に限定されたものとなって下層階級をエトニから排除することから『内的相違』が生まれる」と理論的な整理を行っている。そして、近代朝鮮において「他者」に対する「反侵略」の意識がどのように形成されるのか、「内的相違」がどのような変数によって克服されるのかが重要であると指摘している。

第2章では、第1章での理論的な整理を踏まえ、「我々」の意識がどのように形成されるのかという「単一化」の過程に議論を進めている。ここでは、東学農民運動(1894年)を取り上げ、当時の社会における構造的問題を把握することとともに、日本が「他者」として現象する経緯、朝鮮朝廷内の権力闘争、そして社会階層間の対立に注目しつつ、当時の朝鮮における「単一化」の限界を明らかにしようとしている。

(1) まず、身分制度に基づいた社会階層に着目し、社会的分業が身分的性格を持つ社会では、「我々」なる意識の形成が困難であったと指摘している。しかし、朝鮮後期、「売官売職」の拡大により、身分制度の流動化が進み、旧来の社会秩序の崩壊につながったことから、地方官吏の不正に対する反発が契機となって、農民層(百姓)による民乱が頻発することになる。金氏は、ここに朝鮮後期の被支配層からの「内的相違」克服の兆候が見られると言うのである。

(2) 第一次東学農民運動の歴史的性格について考察している。ここでは、「我々」は蜂起に加担した東学の有力指導者やその信徒を示しており、さらに両班や地方官吏という共通の「他者」に苦しむ民衆と小吏も同じ立場であることを強調してい

る点から、主な「他者」は「斥倭洋」ではなく、腐敗した支配階級を指し、それゆえ第一次東学農民運動は「反封建」的性格を持つものであると指摘している。

(3) 第一次東学農民運動が拡大する過程で、明治政府の対朝鮮政策の転換が図られ、対清国との関係から、日本の「利益線」を確保することを目的とした出兵が行われた経過を「駐韓大島特命全權公使護衛兵ヲ率ヒテ歸任ノ事」(『駐韓日本公使館記録』、1894年6月18日)、「東學軍の状況に関する報告指示」(『駐韓日本公使館記録』、1894年6月18日)、「東學軍に関する情勢報告」(『駐韓日本公使館記録』、1894年6月19日)および駐韓公使大島圭介の外務大臣陸奥宗光に送った書簡を通して明らかにしている。その結果、1894年7月、日本軍による宮殿占領、興宣大院君の復権により、親清国派が一掃され、開化派を中心とした新政権が成立したとしている。

第3章では、「単一化」を阻む「内的相違」の顕在化とそれが克服されていく過程について、その政治的および文化的要因から考察を行っている。

(1) 第二次東学農民運動において、両班層の義兵は、日本軍と衝突する東学農民軍を支援せず、むしろ農民軍に敵対する姿勢を取るようになる。ここで、金氏は、東学農民軍と両班層との間に「義」をめぐる対立が顕在化した点に注目し、日本という「他者」よりも、内部的な対立関係が優先される状況にあったことを指摘している。そして、この段階においては、階層間の対立が強固に存在しており、日本という「他者」の出現が「我々」という「単一化」に向かう方向性に作用していなかったと主張している。

(2) 壬午軍乱以来、清国との関係を深めた閔氏とその勢力は、日清戦争による清国の敗北により、ロシアに接近し、政治権力への復権を図ろうとする。金氏は、この日清戦争以後のロシアへの接近は、日本の影響力を弱め、さらに開化派勢力を牽制する目的があり、王妃と興宣大院君の対立を

いっそう激化させる契機となったと主張する。その結果として、王妃殺害事件（1895年10月8日）が発生したと言うのである。

(3) 開化派政権の登場とともに、王の権限の縮小、身分制度の廃止、西洋型の教育制度の導入などの近代化を進める改革（甲午改革）が進められることになる。その結果、世襲エリートである両班の伝統的な権益が奪われることになった。また、1894年の末から1895年にかけて行われた改革では、陰暦の廃止と太陽暦の採用、変服令や断髪令などの改革が施行された。ここで、金氏は、断髪令に注目する。断髪令の施行にあたって、明治政府は朝鮮社会における清国の影響を排除することを目的に積極的な介入を行う。こうした明治政府の介入をとまなう断髪令の施行が、人々に「共通の遺産」であるサントゥを再認識する機会を与え、社会階層における「我々」を意識させ、「単一化」への方向性を生み出す契機となったと主張するのである。

(4) 断髪令をはじめとする一連の改革が進められる過程で、乙未（ウルミ）義兵運動が勃発する。金氏は、この義兵運動が発生する背景に、断髪令に対する両班層の強い反発が存在したと言う。ここで、両班層と農民層との関係に変化が生じてくると主張する。乙未義兵運動に参加した義兵将の多くは、東学農民軍討伐に動員された経験を持つが、その彼らが断髪令＝サントゥの否定に抗するという一点で農民層を組織していくことになる。金氏は、乙未義兵運動において重要な点は、「内的相違」による対立関係であった両階層が、「共通の目的」を持って「共通の他者」に対して共に行動をすることが可能になったことにあると主張している。

第4章では、大韓帝国期（1897-1910年）において、ナショナリズムの運動を展開する主体は誰なのか、その主体形成がどのようになされていったのかという問題を明らかにしようとしている。そこで、金氏は、主体形成を考える上で、「上から」のナショナリズムと「下から」のナショナリズム

という二つの潮流に着目し、「他者」の意識化とその「他者」に対する「共通の目的」、そして「我々」なる意識がどのように形成されていったのかが重要であるとしている。

(1) 1904年の日露戦争の勃発、日韓議定書、第一次日韓協約、そして第二次日韓協約の締結という一連の過程に注目し、金氏は、日本による大韓帝国の外交権の剥奪および統監府と理事庁の設置が、大韓帝国の独立した主権国家としての性格を大きく動揺させることになったと指摘している。こうした政治的情勢の中で現れる国権恢復運動について、金氏は、大韓帝国による近代化政策を通じた制度的統合による「国民」の創出の方向性を「上から」のナショナリズムと位置づけ、これに対して、第二次日韓協約以後、日本なる「他者」への対抗を媒介とした大衆的な抵抗運動を「下から」のナショナリズムの方向性と捉え、ここに国権恢復運動を位置づけているのである。

(2) 大韓帝国による「上から」のナショナリズムの方向性は、開化派による封建体制の撤廃を通じて制度的に「国民」創出を図ろうとするものであったが、外国への依存性が高く、大衆的地盤が脆弱であったがゆえに、「他者」に対する抵抗という点では、人々を動員することができなかった。むしろ、国権恢復という「他者」に対する「共通の目的」が確立する過程で、人々の要求や不満、そして怒りなどの心情的要素を介して、「下から」のナショナリズム的な動きに人々が結びつけられる状況が生まれてきたと主張している。金氏は、こうした「下から」のナショナリズム的な動きにより、日常生活にまで影響を及ぼす「他者」の意識化とその「他者」に対する「共通の目的」が明確となり、このことが「我々」なる意識を生み出す契機となったと指摘している。

第5章では、「我々」意識の大衆化がどのように展開していったのかを明らかにしようとしている。金氏は、1905年から1910年までの国権恢復運動について、これを義兵運動と愛国啓蒙運動の二つの潮流に分類して論を展開している。

(1) 「我々」の意識の大衆化の動きについて、金氏は、まず愛国啓蒙運動に注目し、独立協会と大韓毎日申報の役割を強調している。金氏によれば、独立協会は、専制君主制であった大韓帝国の統治形態には否定的であり、「一君万民」の立憲君主制の実現、身分制度による差別の撤廃と男女平等を掲げ、民権の保障を主張していた。ここで重要なのは、自由民権思想を定着させるために、独立協会機関紙「独立新聞」の発行をはじめとして、慶祝会や討論会などの大衆集会を頻繁に開催し、「国民」創出運動を展開したという点であると言う。

また、大韓毎日申報は、イギリス人ジャーナリストのアーネスト・トーマス・ベセルが中心となって設立された新聞社であったが、申采浩（シン・チェ・ホ）や朴殷植（パク・ウンシク）ら開化自強派メンバーが論説委員となり、国権恢復運動の先頭に立っていた。大韓毎日申報は、イギリス人のベセルが発行していたため、治外法権のもと、日本軍の検閲から逃れることができ、反日的な言論活動と啓蒙運動の拠点となっていたと言うのである。

(2) ここで、金氏は、この2つの新聞を通じて展開された反日抵抗活動と愛国啓蒙活動に注目し、近代朝鮮におけるネーションをどのように表現し、それがどのように変化していくのかを考察している。その特徴として、身分的關係を表わす「百姓」と「臣民」の使用が後退し、人々の平等を表わす開化思想に対応した「同胞」ということばが多用されるようになる。そして、1907年を前後して、開化自強派の活動が本格化すると、「国民」と「民族」ということばが新しく登場してくることになると言う。金氏は、1908年段階、「論説 民族と国民の区別」（『大韓毎日申報』、1908年7月30日）で、「民族」が「国民」の下位範疇として補完的なものとして捉えられていることに注目している。ここで、金氏は、なぜ、「国民」の創出を求める開化自強派が、そもそも海外から輸入されたネーションの訳語である「民族」ということばを取り入れる必要があったのかと疑問を提

示している。この疑問に対して、金氏は、大韓毎日申報が13世紀末の『三国遺事』に登場する古朝鮮の初代王の神話を取り入れ、「大韓国民同胞よ。同胞は天が見守る民族であり、同胞は輝く歴史を有する民族であり、同胞は神聖な基業を抱く民族である」（「論説 民族競争の最終勝利」、『大韓毎日申報』、1910年4月23日）とした論説に注目し、「民族」ということばの登場には、「国家の歴史的意味の変化とともに朝鮮王朝の命運が日本政府に握られてしまった以上、皇帝の存在に代替することのできる絶対的な存在を新しいネーションに取り入れる必要があった」（38頁）からであると主張する。このように、「民族」なることばを通じて、皇帝と朝鮮王朝から人々を解放し、前近代的遺制に基づく「内的相違」を乗り越えたナショナルな一体性を説明することが可能になったとし、ここに、金氏は、愛国啓蒙運動の持つ歴史的意味を見出している。

第6章では、抵抗運動の大衆化という視点から、義兵運動に着目し、義兵とは何かを明確にすることを目的に、人々がどのように参加していったのかについて、身分制のもとでは低い身分に位置づけられていた砲手の役割を中心に考察している。

(1) 主に砲手で組織されていた咸境道地方の義兵運動を取り上げて論を進めている。ここで、金氏は、対日「武装闘争」を展開するにあたって、義兵の多くが農民で占められていたが、武器の使用が必要である運動形態からして、農民は主力とはなりえなかった。また、解散軍人が運動に合流してくるのが第三次日韓協約以降であることから、義兵運動の全般において重要な役割を担ったのは、自発的に運動に参加した猟師層である砲手の存在であったと主張するのである。

(2) 義兵運動に対する評価の転換がこの時期に起こると言う。国権恢復運動の先頭に立ち愛国啓蒙運動を主導してきた大韓毎日申報は、「武装闘争」路線にある義兵運動に対して批判的姿勢を取っていた。この姿勢が、第二次日韓協約後の洪州城の戦い（従二品の高位官僚であった閔宗植（ミン・

ジョンシク)が第二次日韓協約の締結に反対して、忠清南道の洪州城を1906年5月20日に占拠して日本軍と交戦した事件)を契機に大きく変化したと言うのである。つまり、この戦いまでは、義兵を「匪徒」とされていたものが、5月24日以降、すべて「義兵」と記述されていることに象徴的に現れていると言う。

(3) こうした変化の要因として、第二次日韓協約前後の義兵蜂起は、日本の「侵略」に対する抵抗という点では共通しているものの、洪州城の戦いを機に、国権回復という目的が明確に主張されるようになったことを挙げている。金氏は、愛国啓蒙運動が「武装闘争」に対して批判的ではあったが、義兵運動の目的を否定することはできず、第二次日韓協約以降、義兵運動と愛国啓蒙運動が「共通の目的」を持つ国権回復運動として結合していくことになり、そのことは同時に、エリート層を中心とした運動から大衆的な運動への転換を切り開く契機となったと結論づけている。

第7章では、運動の形態を異にする義兵運動と愛国啓蒙運動が国権回復という「共通の目的」を持ち、大衆化していく過程で、両者がどのような関係を持つようになったのかを、ジョン・ハッチンソンの政治的ナショナリズムと文化的ナショナリズムの相互補完の関係に関する議論をもとに分析している。

(1) ここで、金氏は、ハッチンソンの問題提起を受けて、運動の形態と性格が異なるナショナリズム運動間に見られる「相互補完的」な側面に注目している。そこで、金氏は、愛国啓蒙運動は、国家の構成員を既存の封建制から分離し、権利と義務によって政治的自律性をもった「国民」を形成することを目的として始まり、学校教育や言論活動による啓蒙活動を中心としていたことから、文化的ナショナリズムの傾向を持つ運動であったと言う。一方で義兵運動は、日本による植民地化が進む政治情勢の中で、政治体制の回復を求め、「武装闘争」を展開した政治的ナショナリズムの傾向を持つ運動として把握している。その上で、金氏

は、「許蔭の參謀李秉琛(イ・ビョンチュエ)の陳述書報告」(『統監府文書』3巻3・55、1908年6月4日)を解析することを通じて、開国以来30年に渡って近代化をめぐる守旧派と開化派の対立のなかで、目的と手段という点で、義兵運動と愛国啓蒙運動は「相互対立的」な関係にあったが、日本の植民地化政策が展開されていく政治情勢の変化によって、「相互対立的」な関係を内包しつつも、「相互補完的」な関係に転換する方向性が出てきたと主張している。

(2) 義兵運動と愛国啓蒙運動が部分的ではあるが「相互補完的」な性格を持つようになった段階で、運動を展開する「我々」がどのように認識されていたのかについて考察している。義兵運動における主体は、義兵への檄文から、「君父と臣子」、「上ハ宸襟ヲ惱マサレ、下万民ハ安堵セス」、「皇室を助け、万民を保護」、「上而宗社と下而蒼生を救済」など、皇帝と人々を一つの運命共同体とする儒教理念の君臣有義に依拠した「臣民」を想定した。それゆえ、義兵運動は、日本の植民地化政策を阻止する国権回復だけではなく、君権を取り戻すための忠君愛国による最後の抵抗であったと言うことができるとしている。これは、運動の主体を「国民」ないしは「民族」と捉え、皇帝と朝鮮王朝から人々を解放し、前近代的遺制に基づく「内的相違」を乗り越えたナショナルな一体性を説く愛国啓蒙運動とは異なる。それゆえ、政治情勢の変化によって義兵運動と愛国啓蒙運動の接点が部分的に生まれてきたとしても、両運動の「相互対立的」な関係を克服するに至らなかったとし、ここに、国権回復運動が内包する限界が存在したと結論づけている。

終章における本論文の主要な結論は次の通りである。第一に、第一次東学農民運動の歴史的 성격は、両班や地方官吏という共通の「他者」が設定され、これに抵抗する民衆と小吏が位置づけられている点から、「反封建」的性格を持つものであったこと、第二に、乙未(ウルミ)義兵運動において、「内的相違」による対立関係であった両班層

と農民層が、反封建という「共通の目的」を持って「共通の他者」に対して共に行動をすることが可能になったこと、第三に、日本による植民地化が進行する政治情勢を受けて、「下から」のナショナリズム的な動きが、大衆的に、国権恢復という「他者」に対する「共通の目的」と「我々」なる意識を醸成する契機となったこと、第四に、第二次日韓協約以降、義兵運動と愛国啓蒙運動が「共通の目的」を持つ国権恢復運動に収斂していく過程が、エリート層を中心とした運動から大衆的な運動への転換を切り開く方向性を持ったこと、第五に、国権恢復運動が内包する限界として、義兵運動と愛国啓蒙運動の接点が部分的に生まれたとしても、主体としての「我々」をめぐって、「内的相違」そのものを克服するという課題が残されていたこと、の5つの点である。以上、本研究は、19世紀末から1910年の日韓併合までの期間において、東学農民運動(1894年)、乙未義兵運動(1896年)、国権恢復運動(1904-1910年)に見られる①反封建闘争としての方向性、②復古的な君権回復を目指す方向性、③近代化に基づく国権恢復という方向性と葛藤とそれが収斂していく過程を歴史的に解き明かすとともに、1910年段階におけるその限界性を明らかにしたものとすることができる。

#### 〈論文審査の結果の要旨〉

金容賛氏の課程博士学位申請論文は、東学農民運動(1894年)、乙未義兵運動(1896年)、国権恢復運動(1904-1910年)に見られる①反封建闘争としての方向性、②復古的な君権回復を目指す方向性、③近代化に基づく国権恢復という方向性と葛藤とそれが収斂していく過程を歴史的に解き明かし、1910年段階の限界性を明らかにすることに成功したものである。公開審査会を含む審査過程で明らかになった特徴点および独創性は以下の通りである。

#### 〈論文の特徴および独創性〉

本研究は、近代朝鮮におけるネイション形成過

程を政治史的に視点から研究したものであり、韓国におけるナショナリズム研究に見られる混乱—半ば自然的契機を背景に出現したとされるエスニック・グループと近代において主権国家と結びついた形で出現してくるネイションとの区別が曖昧である点—を乗り越えることを目的にしている点に第一の特徴がある。

第二の特徴は、本研究は、19世紀末から1910年の日韓併合までの期間における運動体の動向とその方針と目的、運動方法と戦術の観点から分析を行っている点で、従来の研究をいっそう精緻化するものであり、新しい史料を活用するというよりは、むしろこれまで活用されてきた史料を再評価し、これに新しい解釈を与えることに成功している点にある。

東学農民運動、乙未(ウルミ)義兵運動、国権恢復運動の三つの抵抗運動についての分析を通して、ネイション形成には、「外的相違」または「侵略への対抗」という契機だけではなく、内的な相違の克服、つまり「我々」なる意識の創出が重要であるとし、この三つの抵抗運動が「我々」なる意識を生み出していく過程に位置するものであることを明らかにしている点に第三の特徴がある。

第四に、支配層から分岐する二つの潮流(近代・開化の動きと反近代・斥邪の動き)と、甲午農民戦争に象徴される下からの抵抗という3つの潮流のダイナミックな連関のもとで明らかにしようとしている点である。

第五に、本研究は、義兵運動と愛国啓蒙運動の相互関係についての実証分析に基づいて、結果的に「我々」を意識化するうえで妨げとなる「内的相違」の要因を克服するには至らなかった点を明らかにしている点に特色がある。

第六に、従来の研究がネイションやナショナリズムの目標価値としての自明性を暗黙の前提とした上で、そのいわばその「始原」を見出したり、その目標価値への到達過程(ネイション形成の過程)を明らかにしようとしてきたのに対して、本論文は、そういう「自明性」への疑問や相対化を前提とし、ネイション形成あるいはその失敗に関

する研究であるという点でユニークである。

第七に、個別に理解されがちであった東学運動、義兵運動、そして愛国啓蒙運動という、全く異なる傾向と思想に基づく運動を一つのものとして理解し、その間の相互連関を明らかにしようとしている点にある。

第八に、儒教的伝統に依拠する義兵運動と、西洋的な啓蒙思想に基づく愛国啓蒙運動が、新聞における報道を通じて結びついていたという指摘は、近代朝鮮史研究における新たな、そして重要な指摘を行ったものであり、高く評価することができる。

第九に、静態的な分析から動態的な分析へと高める上で、アントニー・D・スミスのエスノ・シンボリズム的分析方法、およびネイション形成の政治的もしくは文化的要因に関する分析方法が活かされていると言える。

第十に、この研究は、ネイション形成の過程におけるナショナリズム的運動の大衆化過程に着目し、とりわけ「砲手」の役割を議論の遡上に乗せた点に、従来の研究に対して、この研究の独創性が認められる。

#### <公開審査における質疑応答>

審査委員の木村幹神戸大学大学院国際協力研究科教授より、この論文の核心は第6章、第7章にあり、断髪令および砲手の役割について分析している点は従来の研究を一步進める上で、重要な論点を提起していると言える。特に、砲手についての研究はこれまで手つかずの部分であり、高く評価できる。しかしながら、ミクロの部分についてはよく整理され、分析が施されているが、マクロな部分で何を解明したのか、またこれまでの研究との違いはどこにあるのかをより明快に論ずる必要があること、ナショナリズム的な運動の大衆化の過程を検証するためには、三・一運動との関係が必要ではないかとの指摘が行われた。金氏より、本研究は、支配層から分岐する二つの潮流（近代・開化の動きと反近代・斥邪の動き）の変化と収斂していく過程を、三つの抵抗運動のダイナミック

な連関のもとで明らかにしようしたものであるとの回答がなされた。審査委員の文京洙国際関係学部教授より、義兵運動、愛国啓蒙運動の相互連関は十分に分析がなされているが、「下からの抵抗運動」の流れとの関係、「下からの抵抗運動」がネイション形成にもつ意義が必ずしも明白でないという指摘がなされた。金氏からは、木村副主査からの質問と合わせて、大衆化の問題はこの研究において重要な論点の一つであり、この論文では大衆化の契機を明らかにすることに重点があった。大衆化の過程の全体像を解明するためには、今回の研究を踏まえ、三・一運動との関係から論ずる必要があり、次の研究課題であるとの回答があった。この質疑により、金氏の本研究の意図とその力点が明らかにされた。

学外審査委員の木村委員の所見は以下の通りである。

申請者の論文は、幾つかの強点と弱点を併せ持つ論文である。その論点は何よりも、従来、個別に理解されがちであった、東学運動、義兵運動、そして、愛国啓蒙運動という、全く異なる傾向と思想に基づく運動を一つのものとして理解し、その間の相互連関を明らかにしようとしている点にある。特に、儒教的伝統に依拠する義兵運動と、西洋的な啓蒙思想に基づく愛国啓蒙運動が、新聞における報道を通じて結びついていたという指摘は、卓見であり、近代朝鮮史研究における新たな、そして重要な指摘をしたものとして、高く評価することができる。

しかしながら、そのような本稿に課題がない訳ではない。東学運動をどのように位置づけるのか、また東学運動、義兵運動、愛国啓蒙運動を束ねる社会的状況がどのようなものであり、どのように統合されて行ったのかについての説明に甘さが見られる。だが、本論文の意義を減ずるものではない。以上の様な点を考慮した上で、本稿に対する評価とすることとしたい。

文委員より示された所見は以下の通りである。

本論文は、近代朝鮮における「ネイション」形

成の過程を、金榮作（キム・ヨン・ジャク）、愼鏞廈（シン・ヨンハ） 趙景達（チョ・キョングル）朴賛勝（パク・チャンスン）などの既存の研究の到達点を踏まえながら、19世紀末から20世紀初めに起こった3つの「抵抗運動」（東学農民運動、乙未義兵運動、愛国啓蒙運動）に関する綿密な史料分析と、アントニー・D・スミスのエスノ・シンボリズム的分析方法を用いて、考察したものである。

本論文の最大の特徴（既存の研究に対するオリジナリティ）は、既存の研究が、ネーション形成の基礎とする「理念型」（金榮作）や「原初的絆」（愼鏞廈）、「族類／同胞」（朴賛勝）などを、19世紀末の「外圧」に対応する朝鮮社会の諸潮流の中に見出そうとする、いわば静態的な研究にとどまっていたのに対して、本研究は、支配層から分岐する二つの潮流（近代・開化の動きと反近代・斥邪の動き）と、甲午農民戦争に象徴される下からの抵抗という3つの潮流のダイナミックな連関のもとで明らかにしようとしている点である。この点は、これまでの研究との違いに関する公開審査会の質疑のなかでより明確となった。

このように静態的な分析から動態的な分析へと高める上で、アントニー・D・スミスのエスノ・シンボリズム的分析方法、あるいは民族形成の政治的もしくは文化的要因に関する分析方法が活かされていると言える。

本論文のもう一つの特徴は、従来の研究が民族やナショナリズムの目標価値としての自明性を暗黙の前提とした上で、そのいわばその「始原」を見出したり、あるいは、その目標価値への到達過程（民族形成の過程）を明らかにしようとしてきたのに対して、本論文は、そういう「自明性」への疑問や相対化を前提とした、民族形成の失敗に関する研究である点でユニークである。すなわち、本論文は、義兵運動と愛国啓蒙運動の相互関係についての実証分析に基づいて、結果的に「我々」を意識化するうえで妨げとなる「内的相違」の要因を克服するには至らなかった点を明らかにしている点で特色があると言える。

本論文の難点をあえて言えば、論文の前半の東学農民運動と乙未義兵闘争に関する研究と論文の後半の義兵運動と愛国啓蒙運動の相互関係に関する分析がやや切り離された印象が否めず、結論が主として後者の分析から導き出されている点である。つまり、支配層から分岐する二つの潮流（義兵運動と愛国啓蒙運動）と、甲午農民戦争に象徴される下からの抵抗という3つの潮流の連関が分析されているとはいえ、主として前二者の相互連関が分析されていて「下からの抵抗運動」の流れの、民族形成（もしくはその失敗）にもつ意義付けが明白でないように思える。しかしながら、本論文の価値を減ずるものではない。

#### 〈論文審査結果の要旨〉

審査委員会の審査に加え、2012年1月25日（水）9時30分より12時00分まで、恒心館第722号教室において公開審査会を実施し、本人からの報告を基に上記の通り忌憚のない意見交換や質疑応答を行った。公開審査会の質疑応答を通じて、なお発展させるべき論点は残されているものの、審査会で指摘された諸点はいずれも今後の研究過程で十分に克服できると認められることから、金容賛氏が課程博士学位に相応しい能力を有することを確認した。その結果を踏まえ審査委員会は一致して、本論文が博士学位を授与するに相応しいとの結論に達した。

#### 〈試験または学力確認の結果の要旨〉

審査委員会は、金容賛氏が本学学位規程第18条第1項の該当者であり、論文内容および公開審査会での質疑応答を通じて、十分な学識を有し、博士学位に相応しい学力を有していること、また、本研究に必要とされる韓国語、英語、日本語の文献が適切に参照されていることから語学能力も十分に有していることを確認した。

以上の諸点を総合し、金氏に対し本学学位規定第18条第1項に基づいて、「博士（国際関係学立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

